

「Coincheck 利用規約」新旧対照表

下線部変更  
(2020年4月1日)

現 行	変更後
<p>第3条（新規登録）</p> <p>1～4【省略】</p> <p>5 当社は、登録希望者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、登録を拒否することがあります。</p> <p>(1) 当社に提供された登録情報の全部又は一部につき虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合</p> <p>(2) 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであり、法定代理人、後見人、保佐人又は補助人の同意等を得ていなかった場合</p> <p>(3) <u>第17条</u>に定める者と当社が判断した場合</p> <p>(4)～(9)【省略】</p> <p><u>第11条（レバレッジ取引）</u> <u>【省略】</u></p> <p><u>第12条（信用取引）</u> <u>【省略】</u></p> <p><u>第13条</u>（仮想通貨の送信）</p> <p><u>第14条</u>（禁止事項）</p> <p><u>第15条</u>（本サービスの停止等）</p> <p><u>第16条</u>（権利帰属）</p> <p><u>第17条</u>（反社会的勢力の排除）</p> <p><u>第18条</u>（登録取消等）</p> <p>1 当社は、登録ユーザーが、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通知又は催告することなく、当該登録ユーザーについて本サービスの利用を一時的に停止し、又は登録ユーザーとしての登録を取消し、本サービスの利用契約を解約することができます。</p>	<p>第3条（新規登録）</p> <p>1～4【省略】</p> <p>5 当社は、登録希望者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、登録を拒否することがあります。</p> <p>(1) 当社に提供された登録情報の全部又は一部につき虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合</p> <p>(2) 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであり、法定代理人、後見人、保佐人又は補助人の同意等を得ていなかった場合</p> <p>(3) <u>第15条</u>に定める者と当社が判断した場合</p> <p>(4)～(9)【省略】</p> <p><u>【条削除】</u></p> <p><u>【条削除】</u></p> <p><u>第11条</u>（仮想通貨の送信）</p> <p><u>第12条</u>（禁止事項）</p> <p><u>第13条</u>（本サービスの停止等）</p> <p><u>第14条</u>（権利帰属）</p> <p><u>第15条</u>（反社会的勢力の排除）</p> <p><u>第16条</u>（登録取消等）</p> <p>1 当社は、登録ユーザーが、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通知又は催告することなく、当該登録ユーザーについて本サービスの利用を一時的に停止し、又は登録ユーザーとしての登録を取消し、本サービスの利用契約を解約することができます。</p>

(1)～(11) 【省略】

(12) 第17条第1項各号又は同条第2項各号に該当する  
場合

(13)～(16) 【省略】

2 【省略】

3 第1項各号のいずれかの事由に該当した場合、当  
社は、登録ユーザーがユーザー口座を通じて行ってい  
る全てのレバレッジ取引に関する未決済建玉を決済す  
るために必要な反対売買を、ユーザーに事前に通知す  
ることなく、当社所定の時点で、ユーザーの計算にお  
いて行うことができるものとします。

4 【省略】

5 【省略】

6 【省略】

7 【省略】

第19条 (免 責)

第20条 (秘密保持)

第21条 (本規約等の変更)

第22条 (通知等)

第23条 (本規約の譲渡等)

第24条 (準拠法及び管轄裁判所)

第25条 (協 議)

2019年10月31日

(1)～(11) 【省略】

(12) 第15条第1項各号又は同条第2項各号に該当する  
場合

(13)～(16) 【省略】

2 【省略】

【削除】

3 【省略】

4 【省略】

5 【省略】

6 【省略】

第17条 (免 責)

第18条 (秘密保持)

第19条 (本規約等の変更)

第20条 (通知等)

第21条 (本規約の譲渡等)

第22条 (準拠法及び管轄裁判所)

第23条 (協 議)

2020年4月1日

以上